

令和8年2月9日（月）午後2時15分

令和8年

滋賀県国民健康保険団体連合会

# 第1回理事会

滋賀県国民健康保険団体連合会



## 令和8年度第1回理事会議事録

開催日時 令和8年2月9日（月曜日） 午後2時15分開会

開催場所 滋賀国保会館4階 大会議室

---

### 出席役員数（12人）

理事長	橋川 涉	草津市長
副理事長	有村 国知	愛荘町長（書）
副理事長兼常務理事	望月 敬之	
理事	三日月 大造	滋賀県知事（代）
	佐藤 健司	大津市長（書）
	小西 理	近江八幡市長
	小椋 正清	東近江市長
	松浦 加代子	湖南市長
	岩永 裕貴	甲賀市長（代）
	角田 航也	米原市長
	伊藤 定勉	豊郷町長（書）
	重永 博	医師国保組合理事長

---

◇**林局長** それではただいまより、令和8年第1回理事会を開催いたします。開会に当たりまして、橋川理事長よりご挨拶をお願いいたします。

◇**橋川理事長** 本日、理事会を開催いたしましたところ、理事の皆様方には、公務ご多忙の中、また足元悪い中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

さて、国保を取り巻く情勢につきましては、被保険者の高齢化と、1人当たり医療費の増大、所得水準の低い被保険者が多い中にありまして、保険料（保険税）の負担率が高いという構造的な問題に直面しており、極めて厳しい運営が続いております。

このような中、滋賀県では、市町とともに、第3期滋賀県国民健康保険運営方針に基づき、持続可能な国民健康保険の運営に向けた取組が進められているところです。また、国保中央会より、令和7年度上半期の医療費速報値が発表され、滋賀県の国保は約508億円で、対前年比1.1%減となりました。被保険者の後期高齢者への移行や、被用者保険の適用拡大などを背景に、被保険者数の減少が主な要因とされ、全国的にも同様の傾向となっております。当面、こうした傾向は続くものと思われませんが、令和8年度には診療報酬改定も行われることから、引き続き医療費の動向に注視していく必要があると考えております。

本日は、総会附議事項として、予防接種事務のデジタル化に伴う規約や規則の改正、令和7年度補正予算、さらには令和8年度事業計画および予算等について、ご審議をいただきます。

何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇**林局長** ありがとうございます。

次に、出席状況ですが、国保連合会理事12名中出席、委任出席、書面出席も含め全員出席でございますので、本日の理事会が成立することをご報告させていただきます。

次に、理事会の議長でございますが、規約第33条第1項により、理事長が当たることとなっておりますので、橋川理事長をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

◇**橋川理事長** それでは、私が議長を務めさせていただきます。まず、規約第35条第4項および規約第36条第2項により、本理事会は公開とし、議事録についても公表することといたします。

次に、規約第36条第1項の規定によりまして、理事会の議事録署名者を指名させてい

たきます。湖南市長の松浦様、国保組合事理長の重永様のお二人にお願いをいたします。よろしく申し上げます。

それでは、議事に移らせていただきます。

議案第1号、滋賀県国民健康保険団体連合会職員給与規則の一部を改正する規則の制定についてから、議案第9号、滋賀県国民健康保険団体連合会障害介護給付費等審査支払規則の一部を改正する規則の制定についてまでを一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

◇堀井参事　それでは、規則等の改正案についてご説明させていただきます。議案につきましては、第1回理事会議案、薄いほうの冊子の1ページから45ページでございますが、本日お配りしております第1回理事会説明資料の資料1に概要をまとめておりますので、そちらで説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料1の1つ目、通勤手当の改正で、職員給与規則の一部を改正するものでございます。こちらにつきましては、去年の人事院勧告等を受けまして、自動車利用の距離区分の新設、自動車駐車場の利用に要する料金の条件の見直し等を行うものでございます。議案の第1号となります。

次に、2点目、2つ目の旅費の改正です。職員旅費規則から、1ページの下、審査委員会報酬および費用弁償支給規程まで6本の改正を行います。議案については、第2号から第7号までとなります。内容につきましては、裏面2ページの主な改正内容をご覧ください。

記載しておりますとおり、国家公務員等の旅費制度の改正に伴う改正でございます。宿泊費を定額から上限付実費支給に変更することや、日当の廃止、宿泊手当の新設、特急料金に係る距離要件の廃止等を行います。職員旅費規則をはじめ、審査委員会委員等各委員の費用弁償の規則等の旅費部分を改正いたします。そのほか、今回の改正に合わせて、外国旅行の旅費や、役員報酬および費用弁償規則の手当について、実態を踏まえて整理を行っております。

3つ目に、その他といたしまして2本の改正を行います。こちらにつきましては、省令改正によりまして、請求省令が請求命令に名称が変更されております。また、障害児の請求省令につきましても内閣府令に名称変更されております。これらのことに伴いまして、引用しています規則中の文言を整理するものでございます。こちらが議案の第8号、議案の第9号となります。

規則等の改正案については、以上となります。

◇橋川理事長 議案第1号から議案第9号までに関しまして、ご質問、ご意見はございませんか。ございませんか。

ないようでありますので、採決に入ります。

議案第1号から議案第9号まで原案どおり決することについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川理事長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号から議案第9号まで原案どおり決することといたします。

次に、議案第10号、滋賀県国民健康保険団体連合会理事長表彰についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

◇林局長 それでは、ご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

第1回理事会議案、46ページをご覧いただきたいと存じます。

議案第10号、滋賀県国民健康保険団体連合会理事長表彰について、ご提案をさせていただきます。本議案につきましては、本会の表彰規程に基づきまして、国保事業や介護保険事業等の推進ならびに発展に貢献された方々につきまして、一定の基準に基づき、保険者等、各関連団体からご推薦のあった方々を理事会にお諮りをし、決定をいただくものがございます。

本年度に推薦をいただいた方々につきましては、次の47ページをご覧いただきたいと存じます。

表彰区分ごとの内訳といたしましては、国民健康保険診療報酬審査委員会委員が6人、介護給付費等審査委員会委員が1人、国保事業の運営に関する協議会委員が6人、国民健康保険直営診療施設医師が2人、それから1枚おめくりいただきまして、国民健康保険直営診療施設療養関係従事者が39人、市町保健師が10人、以上64人の方々のご推薦をいただいております。本日の理事会にお諮りいたしまして、ご決定いただくよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、表彰式につきましては、総会前に時間をいただきまして、代表の方への表彰を予定しております。また、その他の方々につきましては、後日、表彰状と記念品を本会から推薦保険者へお届けさせていただく予定でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

◇橋川理事長 議案第10号について、ご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。

ないようでありますので、採決に入ります。

議案第10号を、原案どおり決することについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川理事長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第10号は、原案どおり決することといたします。

次に、議案第11号、通常総会開催日について、事務局の説明を求めます。

◇林局長 同じく、第1回理事会議案の50ページをご覧ください。議案第11号、通常総会開催日について提案をさせていただきます。

本会の通常総会を令和8年2月24日火曜日、午後2時より開催をいたしたいと考えております。開催場所につきましては。ピアザ淡海、滋賀県立県民交流センター3階大会議室で予定をさせていただいております。

理事の皆様方には、年度末でお忙しいときとは存じますが、ご出席を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。提案に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◇橋川理事長 議案第11号について、ご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。

ないようでありますので、議案第11号を原案どおり決することについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川理事長 全員賛成と認め、総会は原案どおり、2月24日、午後2時から開催することといたします。

次に、議案第12号、通常総会附議事項についてを議題といたします。

通常総会の議案第1号、滋賀県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約の制定についてから議案第7号、滋賀県国民健康保険団体連合会ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の一部を改正する規程の制定についてまでを一括議題といたします。

事務局の説明を求めます。

◇堀井参事 それでは、規約および規則等の改正制定案についてご説明をさせていただきます

ます。議案については、通常総会附議事項、分厚いほうの冊子の1ページから26ページの各議案でございますが、本日、ご準備しております。第1回理事会説明資料の資料2のほうに概要をまとめておりますので、そちらで説明をさせていただきます。

改正の内容につきましては、予防接種事務のデジタル化に伴うものになります。改正予防接種法が令和8年6月1日に施行されることによりまして、新たに県市町からの委託を受けて、国保連合会予防接種の事務処理費用の支払事務等を行うことができるようになります。この予防接種事務の概要や運用につきましては、本日の資料中、右肩に参考と記載いたしました、予防接種事務デジタル化の概要に整理をしておりますが、この新たな業務に係る規約、規則の整備となります。

まず、規約の改正、総会附議事項の議案第1号ですが、本日、右肩に通常総会附議事項差し替えと赤字で記載したものをお配りしております。こちらにつきましては、2月4日付で、厚生労働省から、この予防接種のデジタル化に伴う国保連合会規約例が発出されましたが、当初の資料から一部追加修正がされておりましたので、その内容を反映したものが差し替えの資料になります。お手数でございますが、お差し替えいただきまして、この内容でご審議賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

規約の改正内容につきましては、資料2の(1)の枠のところに主な改正概要として記載をしておりますが、予防接種のデジタル化の改正に合わせて、左横書きの対応、そのほか、文言修正等は改正の都度行っておりますが、今回の改正に合わせて、市町村という表記を市町に変更しております。

(2)は規則の制定でございます。予防接種のデジタル化に伴いまして、新たに特別会計を設けることとされておりますので、その経理規則を設けるものでございます。こちらが総会附議事項の第2号となります。

(3)は1ページから2ページにかけまして、総会附議事項の議案第3号から第7号になります。こちらについては、予防接種の特別会計を設置することによりまして、条項を追加するものでございます。

そのほか、議案第3号の会計規則につきましては、今回の改正に合わせて、随意契約に関して、自治体の条文に準拠した見直しを併せて行っております。規約および規則等の改正制定案については以上となります。よろしくお願いいたします。

◇橋川理事長 議案第1号から議案第7号までにつきましては、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようでありますので、採決に入ります。

通常総会の議案第1号から議案第7号までを原案どおり、通常総会に附議することについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川理事長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号から議案第7号は原案どおり、通常総会に附議いたします。

続きまして、通常総会の議案第8号、令和7年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出第3回補正予算についてから、議案第12号、令和7年度滋賀県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出第3回補正予算については、いずれも関連いたしますので、一括議題といたします。

事務局の説明を求めます。

◇瀧川次長 それでは、令和7年度補正予算についてご説明をさせていただきます。各議案につきましては、通常総会附議事項の分厚いほうの冊子、27ページから46ページまでとなりますが、説明用資料といたしまして、資料3-1、3-2をご用意させていただいております。説明につきましては、資料3-1の令和7年度補正予算の概要でさせていただきます。資料3-1のご用意をお願いいたします。

1点目でございます。総会附議事項、議案第8号、一般会計の積立金に関する補正となります。歳入内補正で、訴訟経費に備え、一般会計の財政調整基金、積立金を1,650万円に増額させていただきます。勝訴した場合、また、追加訴訟となった場合の弁護士費用について、一旦積立て、今後、必要額を取り崩すということを考えております。

次に、2つ目のポツです。議案第9号の診療報酬審査支払特別会計の国民健康保診療報酬支払勘定と、1つ飛ばさせていただきます。議案第10号、介護保険事業関係業務特別会計の業務勘定、そして、一番下のポツになりますけれども、議案第12号、障害者総合支援法の関係業務等特別会計の障害給付費支払勘定につきましては、支払額の増加額見込みに伴いまして、歳入歳出とも増額補正とさせていただきます。国保の支払勘定については13億1,000万円。介護保険については4,500万円、障害者介護給付については13億7,000万円の増額補正とさせていただきます。

そして、3つ目のポツですけれども、職員の退職給与につきましては、退職予定者の増によりまして、歳入歳出1,480万円の増額補正となります。なお、各勘定におきます補正の詳細につきましては、資料3-2に記載をさせていただいておりますので、また、

ご参照いただければと存じます。令和7年度補正予算のご説明につきましては、以上となります。

◇橋川理事長 議案第8号から議案第12号までについて、ご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。

ないようですので、採決に入ります。

通常総会の議案第8号から議案第12号までを原案どおり通常総会に附議することについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川理事長 全員賛成と認め、議案第8号から議案第12号は原案どおり通常総会に附議いたします。

続きまして、通常総会の議案第13号、令和8年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画についてから議案第24号、令和8年度滋賀県国民健康保険団体連合会公費負担医療に関する診療報酬支払資金公費負担者予納金予納については、いずれも関連いたしますので、一括議題といたします。

事務局の説明を求めます。

◇坂井課長 それでは、総会附議事項、議案第13号令和8年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画につきまして、ご説明をさせていただきます。私、企画・保険課長の坂井と申します。どうぞよろしく願いをいたします。

附議事項の47ページから80ページまでの記載でございますが、資料4-1の1から2ページに事業計画の基本方針、重点目標について記載をしております。本日は基本方針、重点目標に絞ってご説明をさせていただきます。資料4-1をお手元にご用意ください。

資料4-1の1ページ、基本方針でございます。保険者および広域連合の信頼と負託に応えるため、記載のとおり、2つの基本方針で臨むことといたします。

1つ目は、審査支払業務の専門的機関としての役割に加え、地方自治体が行う医療・保健・介護・福祉業務を専門的、総合的に扱う機関として認めていただけるよう努力をいたします。

2つ目は、業務の効率的・効果的執行に心がけ、保険者の負担軽減を図り、最小の経費で最大の効果が得られるよう、中期経営計画の基本理念に基づき、目標達成に向けて取り組み。

この2つの基本方針の下、重点目標を定めて事業に取り組んでまいります。

重点目標です。1の第5期中期経営計画につきましては、令和7年度で計画期間が終了となる第4期中期経営計画に代わるものとなり、本日の資料7として、計画案をご提出しておりますので、後ほどご説明させていただきます。

2. 国保制度の改善強化と財政安定化対策の推進は、第3期滋賀県国民健康保険運営方針の基本理念である持続可能な国民健康保険の運営が実現されるよう、本会の役割を果たし、国保事業の充実・強化に取り組んでまいります。

2 ページをご覧ください。

3. 診療報酬の適正かつ迅速な審査支払と審査の充実は、本会の基幹業務であります審査支払に関することとございます。審査支払機能に関する改革工程表に基づき、審査基準の差異の解消やコンピュータチェックの統一等に向けた取組を推進いたします。また、国保総合システムの審査領域に係る機能について、厚生労働省に設置された、審査支払機能の在り方に関する検討会において、令和7年9月12日、審査支払システムの支払基金との共同開発の基本方針が取りまとめられ、進められているところであり、全国的な動きに併せて、本会としても、しっかりと対応してまいります。

4. 保険者共同事業および後期高齢者医療広域連合からの受託業務の充実は、県や市町事務の共同事業の実施による効率化や、研修の実施等が滋賀県国保運営方針で定められている本会の役割でありますので、広域連合様からの事務代行・受託業務を併せて、その役割をしっかりと果たしてまいります。

5. 保険者等が行う保健事業に対するヘルスサポート事業の充実は、特に令和8年度は県市町データヘルス計画の中間評価の年となりますので、例年よりもきめ細かな対応を行ってまいります。また、保健事業において、市町、広域連合、県および本会で使用しておりますKDB補完システムにつきまして、現行のパッケージが令和9年3月で終了することとなります。実際の切替えは令和9年度からとなりますが、滋賀県国保市町連携会議等の協議を踏まえて、本会において、令和8年度には機器の更改、運用に関わる新たな契約締結に向けた準備等、システム更改に向けた準備を進めてまいります。

6. 医療・介護DXに関する業務の推進につきまして、医療DXでは予防接種事務のデジタル化、介護DXでは介護情報基盤が令和8年4月から運用開始となっております。本格的な運用はもう少し先と見込まれますが、円滑な運用開始を見据えて、体制整備等に取り組んでまいります。

7. 介護保険給付費の適正な審査支払および適正化事業の支援と障害者総合支援給付費

等の適正な審査および支払につきましては、介護保険給付費、障害者総合支援給付費等の適正な審査および支払に努めます。

8、個人情報保護および情報セキュリティ対策の強化は、本会ではレセプト情報等膨大な個人情報を取り扱うことから、これまでどおり国際標準規格ISO27001に準拠した情報セキュリティマネジメントシステム、ISMSに基づき、適正に情報を管理いたします。

以上、重点項目に絞ってご説明をさせていただきましたが、重点項目以外の各事業につきましても、しっかりと取り組んでまいります。令和8年度の事業計画の説明につきましては以上です。どうぞよろしくお願いたします。

◇瀧川次長 続きます、令和8年度滋賀県国保連合会各会計予算についてご説明をさせていただきます。各議案につきましては、総会議案附議事項の81ページから223ページまでとなります。説明資料につきましては、ただいま事業計画をご説明いたしました、資料4-1の3ページからと、資料4-2、4-3となります。予算につきましては、資料4-2の1ページ目のA3版でご説明をさせていただきます。ご用意をお願いいたします。

令和8年度滋賀県国民健康保険団体連合会各会計予算の総括表になります。本会の会計につきましては、一番上の行の一般会計、表の左側に記載をしております議案番号で言いますと、議案第14号と、そして議案第15号から議案第22号までの8つの特別会計で構成をされており、勘定は全部で21勘定となります。

これらの会計を大別いたしますと、網掛けをしている会計が7つございます。これらにつきましては、保険者様や広域連合様から納入いただきます負担金、また、手数料を財源といたしまして、事務経費を執行する会計になります。

先ほど、規約改正でご説明をさせていただきました予防接種の会計につきましては、議案第22号の予防接種関係業務等特別会計として新設しております。

そして、網掛けをしていない勘定が支払勘定となります。主に診療報酬、また、介護給付費等を保険者様からいただき、医療機関などに支払いをする、いわゆる受払いの勘定になります。

令和8年度の予算規模につきましては、下から3行目の合計欄のところになりまして、21勘定の合計で約5,034億円で、対前年度比6.4%増となります。そのうち、網掛けをしている事務経費等を執行する7つの会計につきましては、下から2行目に記載をし

ております約38億5,000万円で対前年度比6.1%増となります。

この事務経費等を執行する7つの会計の対前年度比におけます、主な増要因につきましては、備考欄に記載しておりますが、館内ネットワーク費用として、5,500万円の増、こちらにつきましては、この会館が平成16年に建設をして以来、更改ができていないネットワークにつきまして、更改させていただくというものでございます。令和8年と9年の2年間で構築を予定しております。

そして、KDB補完システムの更改が2,300万円、国保中央会へのシステム負担金が合計で3,400万円の増、そして、介護保険業務勘定の償還払いの費用が7,000万円の増が、主な増要因となっております。

次に、網掛けをしていない診療報酬、また、介護給付費等の支払いを受払いする勘定でございます。一番下の行が、その支払勘定の合計になります。約4,996億円で、対前年度比6.4%増となります。本会が取り扱います会計の約99%は、こちらの診療報酬等の支払いを行う支払勘定となりまして、残り1%弱が事務経費等を執行する会計で、一般会計と、そして業務勘定ということになります。

次に、その99%を占めます支払勘定についてでございます。令和8年度の診療報酬の見込みにつきましては、過去の支払実績、また、令和8年度は、診療報酬改定がございしますので、その改定率も勘案して、予算計上しております。上から3行目、議案第15号の国民健康保険診療報酬支払勘定ですけれども、令和8年度予算937億5,500万円を計上しております。被用者保険の適用拡大、また、後期高齢者への移行により、国保の被保険者数は減少傾向にございますけれども、診療報酬改定の改定率を勘案いたしまして、対前年度比1.8%増としひと月当たりの支払額については、約78億円を見込んでおります。

そして、少し飛ばさせていただきまして、議案第17号、介護保険特別会計の介護給付費支払勘定ですけれども、受給者数の増加、また、診療報酬改定を勘案いたしまして1,267億8,300万円の対前年度比3.9%増、月平均で約105億円を見込んでおります。

次に、議案第18号の障害者総合支援法特別会計の障害介護給付費の支払勘定につきましては486億6,700万円で、対前年度比15.2%増の月平均約40億5,000万円を見込んでおります。そして、その下ですけれども、障害児の給付費にかかります支払勘定につきましては114億1,400万円、対前年度比で13.2%増、月平均の支払見

込みは約9億5,000万円を見込んでおります。いずれも10%台の非常に大きな伸びとなっておりまして、こちらにつきましては、事業所数、また、受給者数が増加をしております。近年、支払実績は年々増加をしているような状況でございます。こうした状況と、そして、報酬改定がございますので、そちらを反映した予算とさせていただきます。

少し飛ばさせていただきます。議案第20号の後期高齢者医療特別会計診療報酬支払勘定ですけれども、約2,091億9,800万円。対前年度比8.1%増で、月平均は174億円を見込んでおります。医療費実績と、診療報酬改定を反映した予算となっております。

次に、議案第21号の特定健康診査・特定保健指導の特別会計の支払勘定は、上段が国保の特定健診になります。こちらが約7億8,800万円、対前年度比7.4%増、そして、その下の後期の健診ですけれども、こちらにつきましては、約7億4,000万円、対前年度比39.6%増を見込んでおります。後期につきましては、健診受診者の増加と、そして単価の見直しがありましたので、それらを見込んでの大幅増となります。

A3版の説明は以上となります。そして、本資料の4-2の2ページ以降につきましては、業務勘定、そして、支払勘定、それぞれの予算の詳細を添付させていただいておりますので、またご参照いただければと存じます。

次に、負担金、手数料についてです。先ほどの資料4-1の3ページをお願いいたします。

3ページ下段の(2)各種負担金・手数料単価についてです。①の保健事業等保険者負担金としまして、KDB分とございます。国保データベースシステムでございまして、こちらの運用負担金ということになります。このシステムは全国の標準システムになっておりまして、国保中央会に負担金をお支払いするというものでございます。

この国保中央会への負担金ですけど、見直しがされまして、その見直しに伴いまして、段階的に引上げをお願いしたいというものでございます。4ページに、その経過等を記載させていただきます。4ページをお願いいたします。

表にございますように、1行目の国保中央会負担金が令和6年度に引上げとなっております。この引上げ相当分につきましては、積立金から充当いたしまして、保険者様からの負担金は据え置きとさせていただきます。この積立金につきましては、減価償却費積立金として従来から計上をしておりましたけれども、システムのクラウド化によりまし

て、その資産が不要となりましたので、国保中央会負担金の一部に充当させていただいたところでございます。そうした中、国保中央会負担金が令和8年度から、さらに、物価上昇、高騰等によりまして、引上げとなりました。

一方で、これまで充当しておりました積立金ですけれども、こちらについては、令和8年度にKDB補完システム、KDBのいわゆる外付システムになります。そちらの更改を予定しておりまして、その財源として活用させていただく予定となっております。このことから、今後、その積立金を、国保中央会負担金に充当することが困難となりますので、保険者からの負担金について、段階的な引上げをお願いしたいというものでございます。令和8年度は、7円22銭から11円6銭に、3円84銭引上げをさせていただき、またその後については、表のとおり、ご負担をいただきたく、どうぞよろしく願いをいたします。負担金につきましては、この単価に被保険者数を乗じた額となります。どうぞよろしく願いいたします。

そして5ページの、②の審査支払手数料です。特定健診・特定健康診査等の手数料につきましては、450円から420円に30円引下げをさせていただきます。それ以外の手数料単価については、据え置きとさせていただきます。

6ページに、各種手数料単価を記載させていただいております。

そして、また、資料4-3には、令和8年度の負担金手数料の詳細を記載させていただいておりますので、ご参照ください。

そして次に、この資料4-1の9ページ、最後のページになります。

3その他、予算関連事項ですけれども、議案第23号、一時借入金の限度額についてでございます。附議事項は、214ページになります。不測の事態が生じた場合の支払いに充当するため、一般会計、また、5つの特別会計において、一時借入金の限度額を定めるものとなっております。

そして、議案第24号につきましては、公費負担医療にかかる予納金の予納についてでございます。附議事項は215ページから223ページになります。毎月の医療費の支払いに充当するための予納金を定めるものでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後になりますけれども、資料5の一枚物です。福祉医療費等概算額算出表と、そして資料6、こちら一枚物になりますけれども、障害介護給付費の概算額算出表でございます。それぞれ、支払額に充当させていただくものでございます。ご参照お願いをいたします。

す。

以上、令和8年度、事業計画ならびに予算のご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

◇橋川理事長 議案第13号から議案第24号までについて、ご質問、ご意見はございませんか。はい、どうぞ。

◇小椋理事 1つだけ、引っかかったことはね、通常総会附議事項の49ページにもあるんですが、基本方針を聞いててね、1、2とあるんだけど、こういう表現しないといかんのっていう、非常に引っかかったんですよ。保険者の皆様等から認めていただけるよう努力いたしますという表現、何でこんなへりくだるのよ。解釈すればね、現在認められてる、俺は認めないぞと言われたらどうすんのという。この表現だけはやめたらいいと思うんだけど。ちょっと、皆さん、違和感、感じなかったですか。これね、オーソライズされた組織じゃん、国保連っていうのはね。社保庁のごたごたがあって、これで行くっていうことで、国民一致で決めた。それをね、その審査支払業務の専門的機関として、公的に認められた、そして、こういう機関として、保険者の皆様が認めた上でつくった、その運用の中で、認めていただけるよう努力いたしますって表現したら、まだ認められてないような気がするんで、物すごい矛盾をはらんだ大きな問題やと思うんだけど、どうですか。こういう解釈するの、私だけだろうか。ものすごい引っかかった、この表現。

これは、サマリーだから、我慢できるかなと思って見たら、こっちのこれが附議事項ですからね、議会にかかるやつ。この49ページの下のほうに、保険者の皆様等から認めていただけるよう努力いたしますという表現になってんのよ。いかがですか、ちょっと意見として言っておくわ。こんなスタンスでやられたらたまったもんじゃないよ。自信持ってやってよと、国保連、職員含めて。いわゆる、オーソライズされているわけやから。

これ、書くとしたらね、保険者から認めていただけるじゃなくて、より一層効率的な運用に努めてまいりますとか、そういった表現だったら分かるけどね、認められる、認めていただけるようにっていう表現は、これは、どうなの、理事長、こんなん許すの、こんな表現。

◇橋川理事長 まあまあ、やってることの評価をしっかりといただけるようなという意味で。

◇小椋理事 公文書やで、これ、公文書。文書の中にこう書いたら、何や、今、まだ認められてない前提でおまえたちがやってるのかということになっちゃう。すごい引っか

かった。それは意見として。意見として。

◇橋川理事長 ほかの方、どうですか。

◇小西理事 違和感ないですけど。

◇橋川理事長 評価してもらおう、まあまあというような意味合いと捉えたらいいんじゃないかなと思いますけど。

◇小椋理事 こういうスタンスがね、文句言いを増やすわけよ。もっと自信持たなくちゃ、オーソライズされた皆さんがやってるんだから、俺たちが総意でこうやったんだから、言うこと聞けよと。

◇小西理事 そうじゃなくて、保険者って僕らだから。

◇小椋理事 それは分かるよ。保険者の皆様等から認めていただけるよという表現がおかしいって言ってるわけ。意見としてね。間違いとは言わないけどね。

◇橋川理事長 プライドを持って仕事はしていくというところは必要かなと。これは大事やと思いますけど。

◇小椋理事 違う、自信ないように聞こえるんだな、みんなもっと自信持って仕事したらこんな表現にならないと思うんだよ。まあいい、意見として。

もう一つ意見はね、ちょっとこれ、さっき言うたように、公文書でしょう。みんな公的機関が出してるやつ。ちょっと、用字用語の使い方がね、統一感がないんです。その第1回の理事会の一番最初の表紙、ここではね、「および」「ならびに」「または」「もしくは」の使い分けなんだけど、県は平仮名なんですよ。だから、みんな中身が通るようになってる。ちょっと、それ、統一性がないから気をつけていただきたい。例えば、この資料4-1の波線3の一番右側の、この案および各会計予算、ここ漢字でつないでるけれども、あとは全部平仮名になっているのと。それから、どうでもいいって言ったらどうでもいいんですけど、ちょっと信憑性に関わってこないとも限らないから、あえて申し上げておきますが、取組という表現と取り組むという動詞形で使うときはね、取り組むというときは「り」と「む」が要るわけ。ところが、名詞形で「取組」といったら省略する、「取組」っていう。そういう使い分けがちょっとできてないんでね。ちょっと、全体、次からの資料で、そういうプリミティブな間違いがないよう。例えば、この第1回の理事会の一番下の行にありますように、重点目標の1の1行目の一番右側、令和8年度から10年度までの3年間の取り組みについてと書いてるけれども、「り」と「み」が入ってるでしょう。これ、「り」と「み」入れたらあかんねん。取組についてって名詞形で使うときには、

取り組むというときには、「り」と「む」が入るんだけど、ちょっと基本的なところだけ、またちょっとチェックして、今回、どうでもいいといや、どうでもいいんだけど。一応、公文書の世界にはそういう規則があるので、その辺のチェックもよろしくお願いします。

以上です。

◇橋川理事長 法令用語ではそこらはね、統一されているので。

◇小椋理事 公文書ですからね。

◇橋川理事長 そこらは、今回ちょっと間に合わないかも分かりませんが、今後、気をつけていくということで。

◇小椋理事 いいよ、次から気をつけて。次からしっかりやっていただいて。

◇橋川理事長 ほかはございませんか。

ないようでありますので、通常総会の議案第13号。

◇小椋理事 さっきの意見、事務方からもらいたいわ。

◇橋川理事長 答弁。

◇林局長 すみません、大変ありがとうございます。今ご指摘いただいたところ、私ども、至らぬところがあったと思いますので、改めて訂正をさせていただきたいと思います。

それで、先ほども認めていただきたいという表現のところ、実は、我々、審査機関としてずっとやってきたというところで、医療・福祉・介護、こういったところの自治体の皆様方と、その事務等も我々もやっていきたいという、こういう思いで、一緒にやらせていただきたいと。この思いがこういう表現になっております。ですから、今のは大変ありがたいというか、うれしいご意見いただいたとっておりますので、そのような形で、少し検討させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◇小椋理事 僕が言いたいのはへりくだり過ぎ、それだけ。もっと自信持ってやらないかなかなと思うから。

◇橋川理事長 ありがとうございます。

ほかはないようでありますので、採決に入ります。

通常総会の議案第13号から議案第24号までを原案どおり通常総会に附議することについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川理事長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第13号から議案第24号については原案どおり通常総会に附議いたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号専決処分報告について、事務局の説明を求めます。

◇瀧川次長 それでは、専決処分報告でございます。通常総会附議事項、分厚いほうの冊子でございますけれども、225ページをお願いいたします。水色の合紙が入っておりますので、その次のページになります。

報告第1号、決算処分報告は全部で6点ございます。まず1つ目でございますけど、こちらについては、職員給与規則の一部を改正するもので、給料表の改正、また、期末・勤勉手当の支給割合の改正、通勤手当の改正を行いました。

そして、2から6につきましては、令和7年度補正予算になります。2につきましては、診療報酬事件にかかります弁護士費用として、そして、3から6につきましては、職員給与について、それぞれ歳出内補正を行っております。いずれも令和7年12月24日付、理事長専決とさせていただきます。報告第1号につきましては、以上でございます。

◇橋川理事長 報告第1号について、ご質問、ご意見ございませんか。

ないようでありますので、報告第1号を了といたします。

続いて、第5期中期経営計画案について、事務局の説明を求めます。

◇坂井課長 それでは、第5期中期計画案につきまして、ご説明をさせていただきます。資料7-1、7-2のでの説明となりますので、お手元にご用意ください。

資料7-1が計画の本体、7-2がその概要版となります。中期経営計画は、法令や規則に定められたものではございませんが、職員が本会に求められる役割を深く理解し、その目標達成に向け一丸となって取り組むために、平成24年3月に第1期計画を策定し、これまで途切れることなく策定してきたものでございます。資料7-1の表紙をおめくりいただきまして、目次をご覧ください。

第5期の計画は、計画策定に当たってから参考資料までの6章立てとなります。

15ページをご覧ください。

第3章の第5期計画の目標と推進体制の3から4行目に記載のとおり、基本理念をより明確に位置づけ、具体的方策を定めることにより、目標達成に向けた取り組みを力強く推進することが第5期計画を策定する目的となります。本日は、計画の要となります、第4章の基本理念を中心に概要版で説明をさせていただきます。

資料7-2の表面をご覧ください。中段のオレンジ色の枠組みの左側に国民健康保険等

を取り巻く情勢と、その情勢を受けて本会を取り巻く状況と役割を記載しております。これは、計画本体の第2章に当たります。本会を取り巻く状況と役割の中には、審査支払機関として、保険者の共同体として、これまでの枠組みを超えた自治体支援と本会が抱える課題を3つの側面に分けて記載をしております。

枠囲みの矢印右側にご移動いただきまして、計画本体の第3章に当たります、第4期計画の振り返りと課題評価を踏まえて、改めて第4章に基本理念を策定いたしました。まず、パーパス、職員の志は、「信頼され、期待に応えられる存在をめざして」としてます。このことをスローガンとして、全職員が意識を高め、お互いが協力し、一丸となって業務を遂行いたします。

次に、ミッション、本会の使命は、社会保障制度の安定的、効率的運営への貢献、県民の保健医療の向上および福祉の増進、医療費適正化の推進としています。本会の業務範囲につきましては、国保、後期、介護等の社会保険だけでなく、福祉医療費や障害者総合支援等の社会福祉、保健事業、また、予防接種や母子保健など、保健医療、公衆衛生の分野へと業務の拡充があることから、1点目につきましては社会保障制度としています。これらの使命を達成するために、ビジョン、本会のあるべき姿として、医療、保健、介護、福祉の総合専門機関、質の高い保険者サービスの提を挙げ、効率的な業務遂行、安定的な財政運営、コンプライアンス、情報セキュリティの向上徹底を行い、新たな課題に積極的に挑戦することをバリュー、行動方針とします。

基本理念は本会のこの計画の中で、基本的には変わらない部分として定めているところでございます。

矢印、下に移動しまして、令和8年度から10年度を計画期間として、4つのテーマに分けて、13項目の具体的方策を定めました。これが第5章となります。テーマは本会を取り巻く状況と、役割で申し上げました審査支払機関としての国保連合会、保険者等の共同体としての国保連合会、これまでの枠組みを超えた自治体支援を進める国保連合会。そして、これらの事業推進をすすめるための基盤強化を網羅する形で、審査支払業務の充実、共同事業、保健事業の支援の充実、医療・介護DXへの対応。組織体制、職場環境の整備と財政基盤、安全管理体制の確立といたしました。

資料裏面もご覧ください。13の具体的方策を記載しております。

事業内容をアップデート、また、拡充しながら継続する計画が10、新規の計画が3つとなります。個々の計画につきましては、説明を割愛させていただきます。本会の位置づ

け、求められる役割は日々変化しており、そのニーズを的確に捉え、必要に応じて新たな取組を追加するなど、具体的方策は必要に応じて変える部分として柔軟に対応してまいります。

第5期中期経営計画の説明は以上となります。

◇橋川理事長 ただいまの第5期中期経営計画について、ご質問、ご意見ございませんか。はい、どうぞ。

◇小西理事 すみません、非常にベーシックな話なんですけど、中身とタイトルが合っていないという単純の感覚。

まず、普通、中期っていうと、5年だし、経営計画じゃなくて、これは業務改善プランであって、経営計画っていうのは、本来、計画の本体があって、いわゆる、これだけの支払業務を何件こなしますから、どれぐらいの人員が要りますというような部分が経営計画で、それをどういうふうに改善していくかという、業務改善計画の部分が、この部分になっていて。本来は、年次業務改善計画っていうタイトルのもんだと思うわけで。だから、これは経営計画では、実はないんですよ。

経営計画っていうのは、どれだけの量をどれだけのシステムと、どれだけの人員でこなしていくんだっていう根幹があって、これをどういうふうにAからBに移行していくための改善プランがこれですと。こういう中見であって、根っこの部分が取りあえず、状況がこうだからこうだよねという、そこは触りようがないと言えば触りようがないんだけども。自分たちで手の届くものではないというのは、そのとおりでけども。社会情勢が変化しているわけだから、その中に、やっぱり、こういう件数が減っていくから、増えていくから、こういう人員計画をこうしていくんだとかね。そういうものが経営計画で本来あるはず。これがいいとか悪いとかではなくて。タイトルと中身にずれがありますよっていう、こういうふうに思いますと、こういうことでございます。

◇橋川理事長 事務局、いかがですか。

◇小西理事 名前のつけ方だから別に。僕の目にはそう写りますというだけです。

◇橋川理事長 ちょっと、ご意見として伺っておいて、まあまあ、今後のまた参考にしていくようにお願いします。ほかはございませんか。

◇小椋理事 1つだけ。新規でね、柔道整復施術療養費にかかる福祉医療費分の資格確認の拡大、これちょっと、具体的にもうちょっと、なかなか、整復師ってなかなか保険対象であったりなかったりするでしょう。そこまで踏み込んだ支援、関わり方なのか、ちょっ

とその辺含めて教えていただけますか。

◇坂井課長 柔道整復療養費に関しましては、通常、受領委任という形で窓口負担額だけで済むように、療養費という名前ではあるものの、そういうふうにしております。

一方、普通の医療保険の部分については、オンライン資格確認等のシステムによって資格の確認ができるようになってはいるんですけども、この福祉医療費の部分についての資格確認というのが、なかなかその場でできないというような、柔道整復に関してはそういう状況にあります。

そういった中で、普通の国保の方ですと、市町を移動されても、大体、福祉も一緒に動いていくので大丈夫なんですけれども、この2つ目のポツに書いてありますように、被用者保険にかかる部分についても、支払いを連合会からしていますので、柔道整復に関しては、これを先に資格を点検することによって、トラブルをなくしていくというようなことで、拡充ということを見せていただいているところであります。

◇小椋理事 つまり柔道整復師の行う施術のうち、福祉医療分だけのことについて言うてるわけですね、これは。そういうことですね。

◇坂井課長 そうです。はい。

◇小椋理事 ということは、前段に、柔道整復施術の保険の対象になったり、ならなかったりあるでしょう。

◇坂井課長 審査の部分ですか。

◇小椋理事 審査に回る前に、そもそも施術がね、いわゆる保険対象医療なのか、整復師ってのは結構多いじゃん。あの辺がね、どう、レセプトにどういうふうにして上がってくるのか全然分からない世界なんで。

◇坂井課長 通常、柔道整復ですと、柔道整復師の先生の判断で施術できると。それが医療保険の対象になるかどうかで、外傷の挫傷であったりとか、打撲であったりとかに限っては、そういうことができるということになっています。その分が、療養費の支給申請書という形で請求されてきて、審査を、連合会のほうでも、審査委員会を設けてさせていただいているところであります。その中で、これは審査の範疇になるんですけども、明らかにこの先生、長期施術ですよ、本当にそうなのかというような場合は、患者の調査であったりとかも踏まえて、面談という形での呼び出しをかけて審査をしたりとかいうのも、従来からずっとやっている部分です。

◇小椋理事 曖昧模糊な世界。60分2,980円とかあるやん、整体師とか、鍼灸師も。あれ

が診療報酬の対象になったり、ならなかったり、何かメルクマールみたいなものあるんですか。それが一般の人ではなかなか分かってない。

◇重永理事 保険診療なのか、自費診療なのかということですよ。

実は私、柔道整復師会とも話をしたことがあります。柔道整復師会と整形外科医会が結構ぶつかったりするんですね、お互いがぶつかったり、患者さんが間に入って大変なことが結構ありますので、その辺はいろいろ話をしているんですが、柔道整復師会に入ってるじゃない方が結構多くて、柔道整復師会も管理ができないみたいなことをおっしゃっている。

◇小椋理事 ちょっと野放しになってるよね、気がしないでもない。

◇重永理事 詳しくはちょっと分かりませんが、そういう話は、現場ではありました。

◇小椋理事 医者行くよりも整体師のほうがよく効くとか。

◇重永理事 整形外科の先生は検査ばかりで、何も触ってくれないとかいう話ですよ。

◇小椋理事 これ、困った問題の1つだと思うんですよ。そうだと思います。

◇重永理事 けど、原因を、やっぱり、しっかりと原因を調べてもらうためには、そういうところに、検査ですね。その検査の原因が分かったら、治療へ行くために、どうするかという話です。

◇小椋理事 逆に言うと、お医者さんが大分食われているんじゃないかということが心配なんですよ。

◇重永理事 その辺はいろいろトラブルが起こっている。

◇小椋理事 あるでしょうね。分かりました。

◇橋川理事長 ほか、ございませんか。

それでは、報告事項を終わります。

以上で本日の審議は終了いたしました。議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。これをもちまして、理事会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後15時14分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いのないことを認めるためここに署名いたします。

令和8年4月30日

議長

草津市長

橋川 涉

議事録署名者

湖南市長

松浦 加代子

医師国保組合理事長

重永 博